

監 査 報 告 書

学校法人佐保会学園
理 事 会 御 中

私たち学校法人佐保会学園の監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づく監査を行うため、令和4年度の学校法人佐保会学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を実施いたしました。

監査の結果、学校法人佐保会学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、又財産の状況は適正なものと認めます。

令和5年5月19日
学校法人佐保会学園

監事

山 川 明 子



監事

久 米 健 次



監査報告書

学校法人佐保会学園
評議員会 御中

私たち学校法人佐保会学園の監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づく監査を行うため、令和4年度の学校法人佐保会学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を実施いたしました。

監査の結果、学校法人佐保会学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、又財産の状況は適正なものと認めます。

令和5年5月19日

学校法人佐保会学園

監事 山川 明子 

監事 久米 健次 